

## 歯科医師臨床研修推進検討会の論点整理（案）

### はじめに

#### ○歯科医師臨床研修の趣旨は

- ・ 基本的・総合的診療能力を身につける
- ・ 地域保健・医療の実施
- ・ 病診連携の理解と実践
- ・ 診療所における医療安全管理の理解
- ・ より多くの症例の経験と実践

であり、その方策として臨床研修施設群方式を推進することが望ましいと提言されている。（医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書 平成 17 年 7 月 12 日）

#### ○今回の見直しは、上記の趣旨に従い、現在の歯科医療ニーズを捉えた上で、臨床研修制度の円滑な推進、歯科医師の一層の資質向上、安心・安全な歯科医療の提供を図るものである。

#### \*資料中の表記について

単独型臨床研修施設を「単独型」、管理型臨床研修施設を「管理型」、協力型臨床研修施設を「協力型」と略す。

### 1. 臨床研修施設群方式の推進

#### ①研修協力施設の新たな活用策

研修協力施設のうち、現に地域医療、在宅医療等を実践している医療機関、及び研修歯科医の受け入れ実績がある医療機関を、新たな臨床研修施設とする。

- 「連携型臨床研修施設」（以下、連携型と表記）は、管理型又は協力型と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く）とする。
- 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
- 歯科衛生士を常勤換算で1人以上おく
- 原則として、〇〇日以上の研修を行うこととする。
- 適切な指導体制を有しており、当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。なお、研修実施責任者は常勤の指導歯科医であり、十分な指導力を有するものであること。
- 管理型からの推薦があり、以下のいずれかに該当すること
  - ア) 臨床教授等の資格がある常勤の指導歯科医がいる。
  - イ) 研修協力施設として2年以上研修歯科医の受け入れ実績があり、へき地医療、在宅歯科診療、障害者に対する歯科診療等を実践している。

## ②臨床研修施設間の連携の強化（いわゆるグループ化）

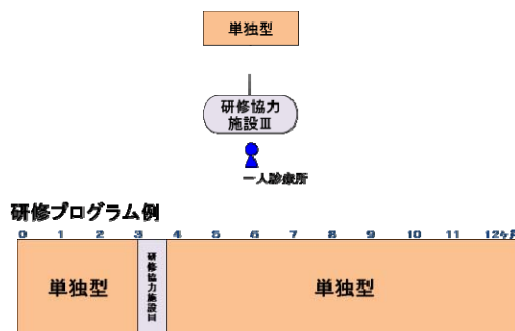
従来の単独方式、臨床研修施設群方式は引き続き実施する。臨床研修施設群方式は多様な実施方法が考えられることから、臨床研修施設間の連携の強化を図った研修実施方法を新たに取り入れる。

プログラム責任者が策定した計画に従って、施設間連携、情報共有のもと研修プログラムの目的にあった研修スケジュールを設定できることとする。

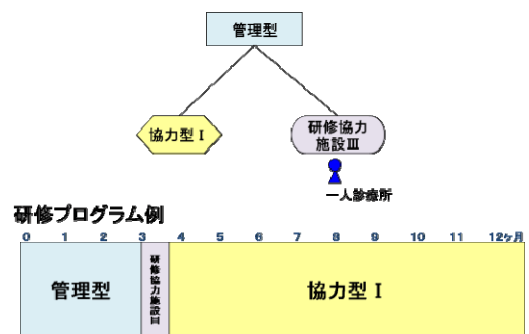
（対象：管理型、協力型、連携型）

- 曜日、週又は月により異なる研修施設で研修を行う。
- （グループとなる施設数は）3施設以上5施設以下とし、そのうち2施設を協力型とする。
- （グループとなる）臨床研修施設の地域性及び研修期間の配分は、研修に支障を来さないよう配慮する。
- （グループによる）研修の期間は3ヶ月以上とする
- （グループによる）研修を行うにあたり、当該研修を実施する管理型又は協力型が、（グループ内の）臨床研修施設間の調整を行う。
- （グループによる）研修を行う際は、原則全ての臨床研修施設で研修を実施する。

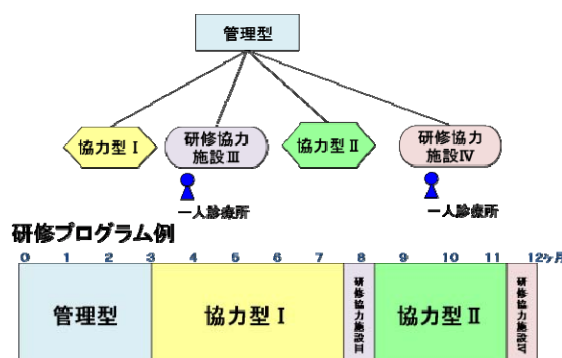
## 単独方式



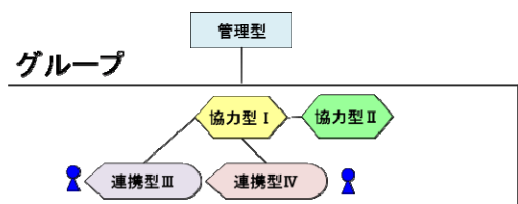
## 臨床研修施設群方式



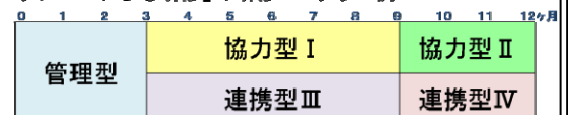
## 臨床研修施設群方式



## 新たに加わる研修の実施方法



## 「グループによる研修」の研修プログラム例



### ③指定要件について

歯科衛生士の雇用が困難である実態に配慮するものの、適切なチーム医療について研修を行うことも必要である。

(対象：すべての指定施設)

- 歯科衛生士又は看護師が適当数（原則として常勤の指導歯科医、または当該年度に募集する研修歯科医と概ね同数）確保されていること。（歯科衛生士の数の算定は常勤換算とする）  
ただし、歯科衛生士は常勤換算で1人以上おくこと。

### 全身管理に対する考え方

○入院症例の研修について、「病床を有さない診療所においては、入院症例の研修体制が確保されていること」を「病床を有さない診療所においては、外来患者を含めた全身管理の研修を実施する」に改めてはどうか。

\*入院症例以外の全身管理の例：

- ア) 基礎疾患を有する外来患者に対する歯科治療中の全身管理
- イ) 外来患者の歯科治療における麻酔の全身管理（鎮静・全身麻酔等）
- ウ) 在宅歯科医療における医科との連携

### ④申請様式の簡素化

- ・臨床研修施設の指定・年次報告等に係る申請を簡素化する。
- ・申請様式の記載方法をわかりやすくする。

## 2. 研修の進捗管理の充実

研修の進捗状況の把握および研修実施中の問題への対応

- 研修管理委員会は運営指針を定める。
- 研修期間中に緊急に対応が必要となる案件が生じた場合は、以下の要件を満たす場合に限り、臨時の研修管理委員会を開催できる。
  - (ア) 運営指針に臨時の研修管理委員会開催に関する規定がある
  - (イ) 研修管理委員長、プログラム責任者、その他研修管理委員長が必要と認めた者が出席している
  - (ウ) 協議結果については、研修管理委員会を構成する委員に対して報告を行うこと。

### 協力型臨床研修施設の並行申請状況の把握

- 協力型が、複数の管理型と共同して研修プログラムを行う場合は、研修に必要な人員、設備が確保できるよう、研修歯科医の受け入れ時期、人数等を計画し、すべての管理型の研修管理委員会と協議すること。
- 研修管理委員会は共同して行う協力型の並行申請数の実態を把握し、研修歯科医の受け入れの調整を図る

### やむを得ない理由により研修が困難となった場合の対応

- 協力型及び連携型において指導歯科医や歯科衛生士の欠員等、やむを得ない事情によって研修プログラム実施が困難となる場合については、研修管理委員会が研修の継続性に配慮し、研修歯科医と協議の上、研修歯科医の受け入れ施設を決定すること。また、変更の内容について速やかに地方厚生局に報告すること

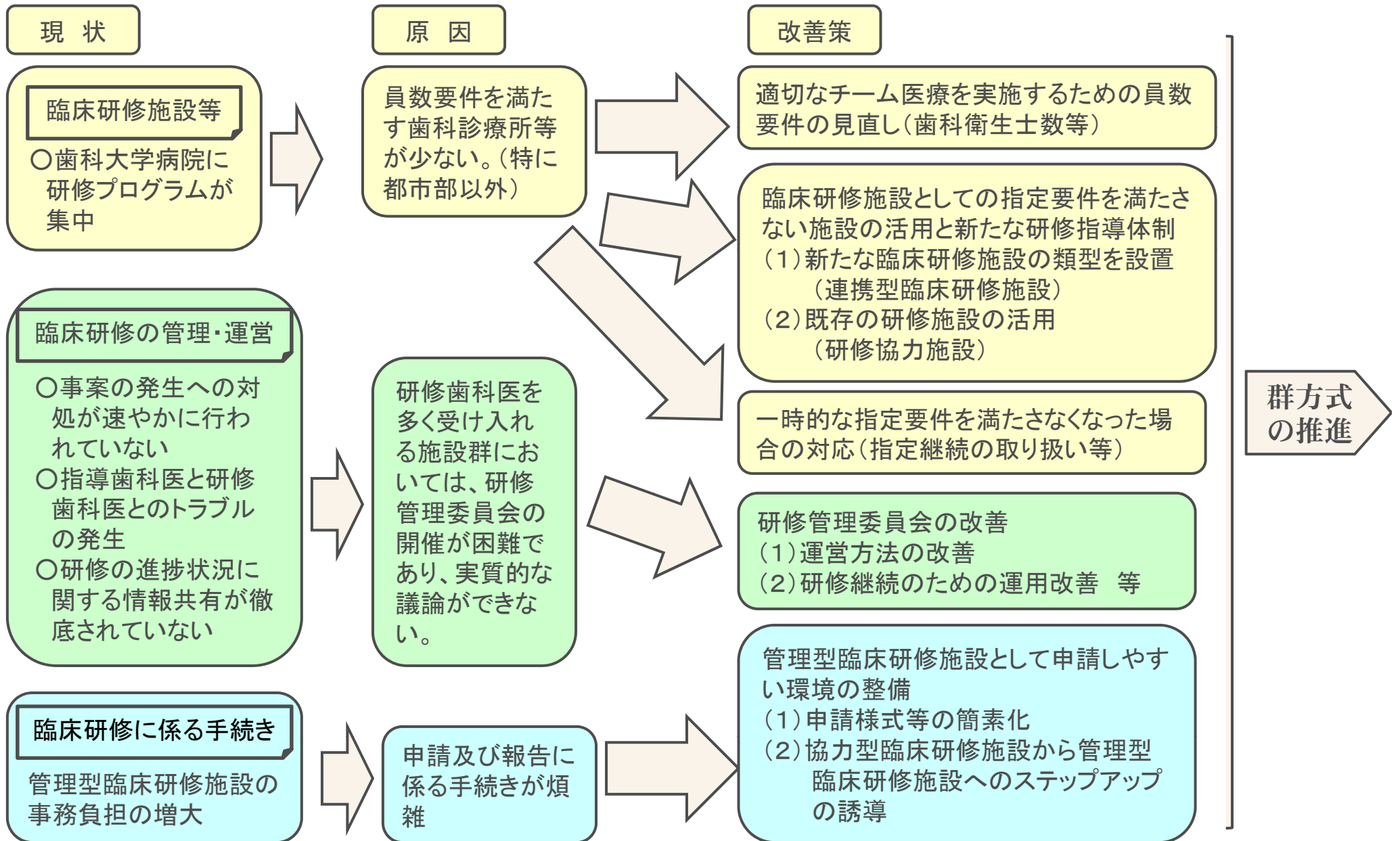
## 3. 歯科医師臨床研修制度に対する理解の推進

- ・臨床研修施設としての要件を満たす病院歯科が、管理型となって主体的に歯科医師臨床研修に参加できるよう、国、歯科医師会、歯科医学会等は病院の開設者や管理者等に対し一層の周知を図る。

## 4. その他

- ・生涯研修の第一歩である臨床研修を充実させるため、歯科医師臨床研修制度に関わる様々な分野の関係者が参画して、実務的な活動（例えば、市民フォーラム等を通じた国民への周知、研修指導ガイドラインの作成、臨床研修の到達目標の議論、歯科医師の資質向上のための提言など）を行う場「歯科医師臨床研修協議会（仮称）」の設置が望まれる。
- ・マッチングについては国家試験不合格に伴う欠員補充の方法、アンマッチ者への対応について改善を図ってきたところである。しかしながら、現在までに解決していない問題もあることから、よりよい研修歯科医の募集・採用方法の在り方について早急に検討する必要がある。
- ・群方式の推進により、研修プログラムの増加・多様化が期待される。歯科診療所・病院歯科で実施される研修プログラムに関する情報について、現在運用されている D-REIS の充実を通じて、よりきめ細かく、効果的に提示していく必要がある。

# 歯科医師臨床研修施設群方式推進のための改善策



群方式の推進